

設 計 業 務 仕 様 書

平成 27 年 8 月

厚 木 市

1. 総 則

- 1) この仕様書は、厚木市発注の設計業務委託に適用する。ただし、特別な仕様については、別に定める仕様書に従い施行しなければならない。
- 2) この仕様書は、設計図書と同様に扱うものとする。

2. 用語の定義

- 1) 指示とは、監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などの事項を示して、実施させることをいう。
- 2) 承諾とは、受注者側の発議により受注者が監督員に対して申し出た作業上必要な事項について監督員が同意することをいう。
- 3) 協議とは、監督員と受注者が対等な立場で合意することをいう。

3. 打合わせ

- 1) 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する法令を遵守すること。
- 2) 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めること。
- 3) 受注者は、業務上知り得た秘密は保持すること。
- 4) 受注者は、業務を行うにあたり公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いよう努めること。
- 5) 受注者は、監督員と作業計画について十分協議し着手すること。
- 6) 受注者は、監督員及び各関係機関との打合わせについては、打合わせ記録簿等にその内容を詳細に記録すること。
- 7) 受注者は、毎月初めに業務の進捗状況について関係資料を持参し、監督員に報告すること。
- 8) 設計書・仕様書は常時携帯していること。

4. 管理技術者及び技術者

- 1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。
- 2) 管理技術者は、関連業務における資格を有するものとし、業務全般にわたり技術的監理を行なうこと。
- 3) 受注者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置すること。

5. 作 業

- 1) 作業は現地踏査、現場写真撮影、計画検討、平面縦横断図作成及び数量計算等の作業を総合的に行うこと。
 - (1) 現場踏査は、周辺の道路及び水路等を含めた詳細な現場調査を行うこと
 - (2) 現場写真撮影は、現場状況を把握するため必要な箇所の現況写真を詳細に撮影すること。
 - (3) 計画検討は、計画平面図の検討、修正（区画の検討、修正を含む）を行う。
- 受注者は、経済性（初期費用のみならず運用経費も含む）や景観を考慮し、構

造物等の提案を積極的に行うものとする。

- (4) 平面図、縦断面図の作成は、測量成果品から平面計画、縦断計画、構造物等を記入すること。
- (5) 構造図作成は、委託箇所の道路、水路、橋梁、暗渠、表土断面、切盛断面、土留工、支保工、覆工、安全施設図等の図面の作成、数量計算表、構造計算等を含む。
- (6) 横断面図作成は、測量成果品の横断面図から計画地盤、道路、水路、土工数量等を記入すること。
- (7) 市の指定様式により数量を算出する。ただし、市の指定様式以外のものを使用するときは、監督員と協議すること。

6. 成果品

- 1) 図面の表題名等については、監督員と打ち合わせ、その指示に従うこと。
- 2) 図面のタイトル位置は右下部とする。
- 3) 報告書は図面、構造計算書、数量計算書、打ち合わせ記録簿等を電子媒体に格納し2部提出する。
なお、協議により電子納品の対象外とした書類等は、従来どおり紙の納品とする。
- 4) 成果品は、電子媒体（CD-R）により納品する。
(ア) 電子納品については「厚木市電子納品試行ガイドライン【土木委託業務等編】」等を参考に行うこと。
(イ) 図面については「厚木市電子納品試行ガイドライン【土木委託業務等編】」及び「CAD 製図基準（案）」（国土交通省）を参考とし、ファイル形式は SXF (sfc) とすること。

報告書及び図面については、計画機関名と作業機関名を明記し、数量計算書には作業機関名を記入しないこと。

7. 検査

- 1) 受注者は、業務完了届提出後10日以内に成果品及び関係資料等により、検査を受けなければならない。
- 2) 受注者は、完成検査を受ける場合は、あらかじめ成果品及び関係資料を揃えておくものとし、受注者又は受注者から委任を受けた者及び管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

8. 訂正の義務

- 1) 業務が終了し、検査完了後においても過誤、脱落が認められたときは、受注者の責任においてこれを修正するものとする。

9. 疑義

- 1) この仕様書及び作業内容で疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

10. その他

- 1) 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表、貸与、使用又は工事発注情報として提供してはならない。
- 2) 市及び関係機関より貸与された資料等は、その所有者の承認を得ないで他に公表及び貸与しないこと。
- 3) 契約金額が100万円以上の業務委託については、(財)日本建設情報総合センターへTECRISの登録を行うこと。